

# 鳥獣保護法の改正に伴う第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画改定の概要について

## 1 改定理由

現行法における「特定鳥獣保護管理計画」は、改正法の下では「第一種特定鳥獣保護計画」<sup>注1</sup>と「第二種特定鳥獣管理計画」<sup>注2</sup>に区分されることとなったため、現行の「第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画」に所要の変更を行い、「第3次神奈川県ニホンジカ管理計画」とする。

注1：その生息数が著しく減少し、又は生息地の範囲が縮小している鳥獣の保護に関する計画

注2：その生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画

## 2 改定年月日

平成27年5月29日

## 3 計画改定の概要

### (1) 名称の変更

- ・ 改正法に基づき、第一種、第二種の別が明確になるよう、計画名称を次のとおり変更
- ・ 計画の連続性が保たれるよう、「第3次」の冠称は引き続き使用

現行	変更後
第3次神奈川県ニホンジカ保護管理計画	第3次神奈川県ニホンジカ管理計画

### (2) 内容の変更

- ・ 法改正に直接関係のない箇所については、文言修正やデータ更新は行わない。
- ・ 計画の名称変更及び法における「保護」と「管理」が定義づけされたことに伴う文言修正等を行う（『保護管理』事業 『管理』事業）。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する項目を設け、県が実施主体となって行う管理捕獲について、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業として実施すること、実施に際しては、事業の具体的な内容について、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めることを記載する。